

《 事務所ニュース 2017年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

平成28年度 大学等卒業予定者の 就職内定状況 (厚労省・文科省調べ)

1. 調査内容

- 1) 調査依頼先 設置者・地域の別等を考慮し、
文部科学省・厚生労働省において抽出。
国立大学 21校 公立大学 3校
私立大学 38校 短期大学 20校
高等専門学校 10校
専修学校(専門課程) 20校
合計 112校
- 2) 調査対象人員 6,250人
- 3) 調査方法・内容
各大学等において、所定の調査対象学生を抽出した後、電話・面接等の方法により、性別、就職希望の有無、就職内定状況等につき調査を実施する。
- 4) 調査時期及び発表時期

調査時期	発表時期
平成28年10月1日	11月18日
12月1日	1月20日
平成29年2月1日	3月17日
4月1日	5月中旬

2. 調査結果の主な概要

- 大学の就職内定率は90.6%(前年同期比2.8ポイント増)。このうち国公立大学の就職内定率は、90.9%(同1.3ポイント増)、私立大学は、90.5%(同3.2ポイント増)。
- 短期大学の就職内定率は、88.5%(前年同期比2.5ポイント増)。
- 高等専門学校及び専修学校(専門課程)の就職内定率は、それぞれ99.6%(前年同期比1.2ポイント増)、84.5%(同増減なし)。
- 大学等(大学、短期大学、高等専門学校)を合わせた就職内定率は、90.9%(前年同期比2.7ポイント増)。専修学校(専門課程)を含めると90.2%(同2.3ポイント増)。

- 本調査における卒業予定者全体(※)に占める就職内定者の割合(大学のみ)「70.4%」
(※)卒業予定者全体には就職希望者の他、「進学希望者」、「自営業」、「家事手伝い」等を含む。
- 男女別では、男子大学生の就職内定率は88.8%(前年同期比2.3ポイント増)、女子は92.8%(同3.5ポイント増)。また、国公立大学では、男子：91.5%、女子：90.3%、私立大学では、男子：88.0%、女子：93.6%となっている。
- 文系・理系別では、文系の就職内定率は90.3%(前年同期比3.0ポイント増)、理系の就職内定率は92.1%(同1.9ポイント増)となっている。
- 地域別では、関東地区及び近畿地区の就職内定率が最も高く91.9%となっている。

平成28年度 高校・中学新卒者 求人・求職・内定状況 (ハローワーク調べ)

厚生労働省は、平成29年3月に高校や中学を卒業する生徒について、平成29年1月末現在のハローワーク求人における求人・求職・内定状況を取りまとめました。対象は、学校やハローワークからの職業紹介を希望した生徒です。

【高校新卒者】

- 就職内定率 94.0%で、前年同期比0.4ポイントの増。
- 就職内定者数 約16万5千人で、同0.6%の増。
- 求人数 約38万4千人で、同9.8%の増。
- 求職者数 約17万6千人で、同0.3%の増。
- 求人倍率 2.19倍で、同0.19ポイントの増。

【中学新卒者】

○ 就職内定率

12.9%で、前年同期比21.3ポイントの減(※)。

○ 就職内定者数

122人で、同59.5%の減(※)。

○ 求人数

1,612人で、前年同期比4.1%の増。

○ 求職者数

945人で、同7.4%の増。

○ 求人倍率

1.71倍で、同0.05ポイントの減。

(※)一部の地域において、選考開始日が後ろ倒しとなった影響によるもの。

時間外労働の上限規制等に関する労使合意

平成29年3月13日、経団連と連合は、時間外労働の上限規制等に関して下記のとおり合意に達しましたのでその内容を記載いたします。

日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、働き方改革を強力に推し進め、長時間労働に依存した企業文化や職場風土の抜本的な見直しを図ることで、過労死・過労自殺ゼロの実現と、女性や若者、高齢者など多様な人材が活躍できる社会の構築に不退転の決意で取り組む。

なお、労働基準法は、労働者が人たるに値する生活を充たすうえでの最低基準を定めたものであり、労使はその向上を図るよう努めるべきとされている。特別の事情により「特別条項」を適用する場合でも、上限時間水準までの協定を安易に締結するのではなく、月45時間、年360時間の原則的上限に近づける努力が重要である。

個別企業労使には、このことをしっかり確認し合いながら、自社の事情に即した時間外労働の削減に不断の努力を求めたい。

1. 上限規制

時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間とする。ただし、一時的な業務量の増加がやむを得ない特定の場合の上限については、

- (1) 年間の時間外労働は、月平均60時間（年720時間）以内とする
- (2) 休日労働を含んで、2ヵ月ないし6ヵ月平均は80時間（*）以内とする

(3) 休日労働を含んで、単月は100時間を基準値とする

(4) 月45時間を超える時間外労働は年半分を超えないこととする

以上を労働基準法に明記する。これらの上限規制は、罰則付きで実効性を担保する。

さらに、現行省令で定める36協定の必須記載事項として、月45時間を超えて時間外労働した者に対する健康・福祉確保措置内容を追加するとともに、特別条項付36協定を締結する際の様式等を定める指針に時間外労働の削減に向けた労使の自主的な努力規定を盛り込む。

(*)2ヵ月ないし6ヵ月平均80時間以内とは、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月のいずれにおいても月平均80時間を超えないことを意味する。

2. 勤務間インターバル制度

終業から始業までに一定時間の休息時間を設ける、勤務間インターバル制度を労働時間等設定改善法及び同指針に盛り込む。また、制度の普及促進に向けて、労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。

3. 過労死等を防止するための対策

過労死等防止対策推進法に基づく大綱を見直す際、メンタルヘルス対策等の新たな政府目標を掲げること検討する。職場のパワーハラスメント防止に向けて、労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。

4. 労働政策審議会における検討

上限規制に関する詳細については、労働政策審議会で検討する。

5. 検討規定

法律施行5年経過時において、法律の施行状況や過労死等労災認定の状況、長時間労働の削減状況、企業活動への影響（特に中小・零細企業）などに基づき、労働時間法制のあり方全般について検討を行うこととし、その旨を労働基準法附則に記載する。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行